

# 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成24年2月17日付けで提起のあった、  
市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき平成23年12月20日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主文

- 1 本件処分を取り消す。
- 2 本件審査請求のうち、保護を開始するとの裁決を求める部分を却下する。

## 理由

### 第1 審査請求の趣旨および理由

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、保護を開始するとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

保有する株は資産価値が無く、処分庁は株を活用すべき資産であると誤った判断により本件処分を行っているため、違法または不当である。

### 第2 認定事実および判断

#### 1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった  
弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成23年11月22日 審査請求人が処分庁に保護を申請する。

平成23年12月20日 処分庁は、審査請求人が、自らが代表取締役を務める株式会社  
（以下「本件会社」という。）の株式（以下「本件株式」という。）  
を保有しており、資産の活用が可能であることを理由として本件処分を  
決定する。

平成24年2月17日 審査請求人が本件処分を不服として審査庁に審査請求書を提出する。

#### 2 判断

- (1) ア 法第4条は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、保有する資産の活用を求めている。

イ 保護を適用する上での資産の活用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第3において「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、・・・」とし、例外的に、その資産が現に最低生活の維持に活用されている場合や、処分することができないか、または著しく困難なものなどについては、当該資産を保有したうえで保護を適用することを認めている。

ウ さらに、各資産種別ごとの保有の認否の取扱いについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日厚生労働省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3-4-(3)は「貴金属及び債券 保有を認めないこと。」としている。

エ また、法第24条の保護の要否および程度の決定について、次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入との対比によって決定すること。・・・」としている。

(2) これらを踏まえると、保有資産を売却することで得られる収入により最低生活の維持が可能であることを理由として保護の申請を却下する場合は、①当該資産は売却等による活用が適当と判断され、②当該資産は直ちに処分することが可能であり、③当該資産を売却することにより得られる収入額を調査、確認し、④当該収入を含めた世帯の総収入と最低生活費の対比による保護の要否判定を行う必要がある。

本件処分についてこれらの点について検討すると、まず、①について、局長通知第3-4-(3)に基づいて処分庁が本件株式の売却等による活用が適当と判断したことは妥当であるものの、②および③については、処分庁の提出した弁明書および関係資料によると、その判断のための必要な調査が行われた事実は確認できない。

処分庁は本件会社に係る登記事項等を調査したうえで、「会社が存在し会社の価値がある」と主張するが、これは本件株式に係る②および③について必要な調査をしたものとは認められない。

さらに、④について、処分庁は次官通知第10に基づく保護の要否判定を行っていない。

本件にかかる保護の要否の決定においては、次官通知第10に基づく要否判定を必ず行わなければならないことから、要否判定がなされずに行われた本件処分は法第24条に違反していると言わざるを得ない。

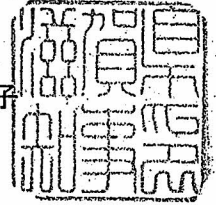
(3) なお、本件審査請求のうち、保護を開始することを求める部分については、行政不服審査法第40条第5項は、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は裁決で原処分を変更できると定めているところ、本件審査請求における審査庁滋賀県知事は処分庁~~市~~市福祉事務所長の上級行政庁にあたらないことから、当該請求は不適法であって却下を免れない。

(4) よって、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分については、理由があ

り、その余の部分は不適法であることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項および第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 24年 6月 12日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子



教示

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この場合において、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。

